

大財第 30 号
平成 26 年 5 月 27 日

大阪市会議長 木下吉信様

大阪市長 橋下徹

再 議 書

平成 26 年第 2 回定例会（5 月定例会）において、平成 26 年 5 月 27 日に可決された、議員提出議案第 12 号大阪市立学校活性化条例の一部を改正する条例案については、次の理由により異議があるため、地方自治法第 176 条第 1 項の規定に基づき、再議に付する。

理 由

大阪市立学校活性化条例の一部を改正する条例案について、校長の採用を「原則として公募により行うものとする」から「公募により行うことができる」とする部分は、以下の点において異議がある。

これまでの大阪市の教育行政においては、児童・生徒の学力や体力の向上をはじめとして、様々な課題があり、この状況を改善するためには外部人材の力を活用することが必要であると考え、新たな校長の採用は原則として内外公募によるものとするものである。

これまで内部人材だけでは変えることができなかった課題を外部人材が見つけ出して改善している例もあることから、外部人材による組織の活性化は効果をあげることがうかがえる。学校に多様な価値観を取り入れ、新しい風を吹き込むという観点から外部人材を登用していくことは重要であると考えている。

現行条例の内外公募については、外部からの人材だけを重視するのではなく、内部からの募集も含め、同一の基準で選考することにより、内外問わず優秀な人材を幅広く採用するものであり、内部人材の登用においても、そのプロセスの透明化を図るといった重要な意義がある。

この度の改正案の趣旨は、外部人材に関する不祥事が起こったことなどから外部人材の採用を制限するということであると考えるが、この間の外部人材の問題は制度の問題ではなく、採用の問題に起因するものである。

今後は、より一層採用段階での人物の見極めを適切に行うなど採用基準を厳格にするとともに、外部人材ありきでの人数枠の設定は行わないなどの制度改正を図り、さらに採用後に適格性を欠くに至った場合についても、厳格に対応していくといった運用の改善を行った上で、引き続き公募制度を実施するべきである。